

## 「練馬区空き家等対策計画（素案）」 への意見募集について

### 1 意見募集の趣旨

昨今、適正に管理が行われていない空き家が、防災・防犯面での懸念や不法投棄の誘発、景観の阻害など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。こうした中、国は、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進するため、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を定め、平成 27 年 5 月に全面施行されました。

一方で、空き家だけではなく、居住者がいながら堆積物等により管理不全な状態にある建築物（いわゆる「ごみ屋敷」）をめぐる問題も、地域住民の生活環境に著しい影響を与えています。

そこで、区では区内の空き家等の所在や状態、所有者のニーズ等の実態を把握することがまちづくりを進めていくうえで必要不可欠であると考え、平成 27 年度に「練馬区空き家等実態調査」を実施しました。

このたび、実態調査の結果をもとに、空き家および堆積物等による管理不全状態にある居住建築物（いわゆる「ごみ屋敷」）をめぐる諸課題の解決に向けた「練馬区空き家等対策計画（素案）」をまとめました。

つきましては、その内容をお知らせするとともに、区民意見反映（パブリックコメント）制度により、区民の皆様からのご意見を募集します。

### 2 意見募集期間

平成 28 年 9 月 21 日（水）～10 月 31 日（月）【必着】

### 3 提出方法

住所、氏名（ふりがな）、電話番号、方針に対するご意見を明記し、上記募集期間内に郵送、ファクスまたは電子メールで下記提出先へお送りください（様式は自由です）。

なお、電話でのご意見は受け付けられませんので、予めご了承ください。

【提出先】〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
練馬区環境部環境課まち美化推進係  
ファクス：03 - 5984 - 1227  
電子メール：KANKYOU01@city.nerima.tokyo.jp

### 4 意見の公表

いただいたご意見は、内容ごとに整理・分類したうえで、匿名で区ホームページ等にて公表する場合があります。なお、個々のご意見に対して、個別の回答はいたしませんので、予めご了承ください。

### 5 今後のスケジュール

皆様からお寄せいただいたご意見を踏まえて検討し、平成 29 年 1 月までに計画を策定する予定です。

また、計画に基づく具体的な対策・支援・措置等を実施するにあたり、「（仮称）練馬区空き家等適正管理条例」を制定する予定です。

### 6 お問い合わせ先

- (1) 空き家等対策全般について  
環境部環境課まち美化推進係 ☎5984 - 4709（ダイヤルイン）
- (2) 空き家等実態調査について  
都市整備部建築課建築企画係 ☎5984 - 1323（ダイヤルイン）  
「練馬区空き家等実態調査」の結果（全文）は、区ホームページ「お知らせ」からご覧になれます。